

割引制度を利用して忘れずに納付を

令和5年度の国民年金保険料は月額16,520円になりました。
納付方法によっては割引があります。

口座振替で得する「早割制度」

毎月の保険料は、翌月末までに納めることになっていますが、早割制度という口座振替にすると、月の保険料がその月の末日引き落としになり、50円が割引されます。希望する場合は、納付書に記載されている金融機関などで手続きをしてください。

まとめて払って得する

「前納割引制度」

保険料を6か月・1年・2年分まとめて前払いすると、月当たりの割引額が大きくなる前納割引制度があります。現金払いや口座振替のほか、クレジットカード払いもできます。希望する場合は、申し込みが必要です。

申し込み・問い合わせ先

佐原年金事務所

☎0478・54・1442

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5332

【別表】令和5年度国民年金保険料の納付額(単位：円)

項目	1か月	6か月前納	1年前納	2年前納
定額保険料	16,520	-	-	-
口座振替による早割	16,470 (50)	-	-	-
現金・クレジットカード払い前納額	-	98,310 (810)	194,720 (3,520)	387,170 (14,830)
口座振替前納額	-	97,990 (1,130)	194,090 (4,150)	385,900 (16,100)

※()内は割引額、2年前納は令和6年度の保険料を16,980円で計算しています。

自転車に乗るときは

ヘルメットの着用が努力義務化

道路交通法の一部改正により、自転車乗車用ヘルメットの着用が、全ての自転車利用者への努力義務になりました。

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた人の約6割が、頭部に致命傷を負っています。自転車乗車時にヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人と比べて約2.2倍高くなります。

大切な命を守るため、スポーツのときだけではなく、買い物や通勤・通学などの日常生活で自転車に乗るときも、ヘルメットを着用しましょう。

自転車用ヘルメットには、さまざまな種類・色・形があります。自分の自転車のスタイルに合わせて、お気に入りのヘルメットを選びましょう。



自転車乗車中は交通ルールを守りながら、正しい交通マナーで安全運転を心がけましょう。

万が一の事故に備え、損害賠償責任保険などに加入するようにしましょう。

問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)

特産品の開発を支援

旭の特産品を作ろう

地域の特色を生かした、特産品の開発事業に補助金が交付されます。



補助金を活用して特産品を開発しませんか

対象／市内に住所がある個人や事業所がある法人、市内で活動する団体

対象事業／地域の食材を使った加工品などを新たに開発や既存商品の改良を行い販売

対象経費／開発費、品質検査費、栄養成分分析費、商標登録経費、商品のパッケージ・ラベルなどの製作費、販売促進費など ※人件費などは除く。

補助額／対象経費の2分の1以内、50万円まで。

※1事業につき3会計年度を限度とします。

申込期間／4月18日(火)～5月19日(金)

申し込み方法／商工観光課が市ホームページで入手できる申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

選考方法／審査会で決定

申し込み・問い合わせ先

商工観光課商工労政班(☎62-5874)